② 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

ア 対象工事について、次のａ～ｃの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずる。

ａ 施工確認段階

ｂ 施工体制点検段階（特別重点調査のための資料等との整合確認を含む）

ｃ 下請契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（特別重点調査のための資料等との整合確認を含む）

イ 上記アに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

ａ 総合評価落札方式の場合 １年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

ｂ 公募型指名競争入札等の場合 １年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

ウ 上記アに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ａ 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ｂ 対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記イと同様の措置を講ずる。

⑱ 出来高部分払方式 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑲ 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Wataru Miyasaka, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Aratozawadam disaster restoration (the 2) consrtution, Hazamagawa upprer reachhes／Aratozawadam disaster restoration Project

(4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 P.M., 15 July, 2009

(5) Time limit for the submission of tenders of electronic bidding : 9 : 30 A.M., 21 August, 2009, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 21 August, 2009, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 20 August, 2009

(6) Contact point for tender documentation : Katsumasa Seido Contract Section, Accounting Division, Administration Department Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aobaku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan TEL 022―263―1111 ex. 4032

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年７月１日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　中村　範明

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第２号

1 工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　岩国飛行場（H21）装備機材点検場舗装等工事（電子入札対象案件）

(3) 工事場所　山口県岩国市

(4) 工事内容

・連続鉄筋コンクリート舗装約38,000㎡

・無筋コンクリート舗装約20,000㎡

・ショルダー舗装一式

(5) 工期　平成22年３月31日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリートフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ、ダンプトラック、舗装用コンクリート約20,000㎥、粒度調整砕石約7,300㎥、再生砕石約19,000㎥、ＨＭＳ―25約6,000㎥、アスファルト合材約900ｔ

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(8) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年７月１日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H21）装備機材点検場舗装等工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

(3) 装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は代表者は1,100点、構成員は870点以上であること。

(4) 単体又は代表者は、平成６年度以降に元請けとして、連続鉄筋コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成６年度以降に元請けとして、コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で、平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（平成13年12月19日付施本建第220号（ＣＣＰ））に基づく施工成績評定通知書、又は「工事成績評定要領について（通知）」（平成19年７月30日付施本建第134号（ＣＣＲ））に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

(5) 次の基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成６年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で標準入札説明書（以下「入札説明書」という。）に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長（旧広島防衛施設局長を含む。）から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。